

## 復興整備計画の変更について

### 1. 付議事項

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業として、民間事業者による太陽光発電事業（荒浜北今切メガソーラー事業）を位置付けるため、本市の復興整備計画を変更する。

また、本事業用地の一部として、防災集団移転促進事業で取得した移転跡地を活用する。

### 2. 復興整備計画の変更内容

- 1) 土地利用方針 : 復興整備事業土地利用構想図参照
- 2) 計画区域 : 復興整備事業総括図参照
- 3) 新たに追加する復興整備事業 : 荒浜北今切メガソーラー事業（事業概要参照）

### 3. 復興整備計画の変更理由

本事業は単に太陽光発電を実施するだけではなく、以下のような復興貢献策を実施することで、本市の復興整備計画の目標に掲げている東部地域の「農と食のフロンティア」としての復興に貢献するものであることから、本市の復興整備計画に位置付けて、農地転用みなし許可の手続きを行うことにより、特例的に事業の実施を支援する。

なお、その実施に際しては、本市と事業者との間で協定書を取り交わし、その実施状況等の確認を行うこととしている。

#### 「復興貢献策」

- ① 売電によって得られた収益の一部を財源に苗木の植樹・育成等を行うことにより、農作物の生育に悪影響を及ぼす飛砂、風害等への防備機能を持つ「海岸防災林」の再生を促し、東部地域の農地生産能力の向上に貢献する。
- ② 地域の農事組合に対して、太陽光パネルを提供・設置し、育苗用パイプハウス等への給電を行うことにより、仙台東部地区の農業振興に貢献する。
- ③ 発電用地の除草等の保守管理業務を地元へ委託することにより、雇用機会を創出する。

### 4. スケジュール

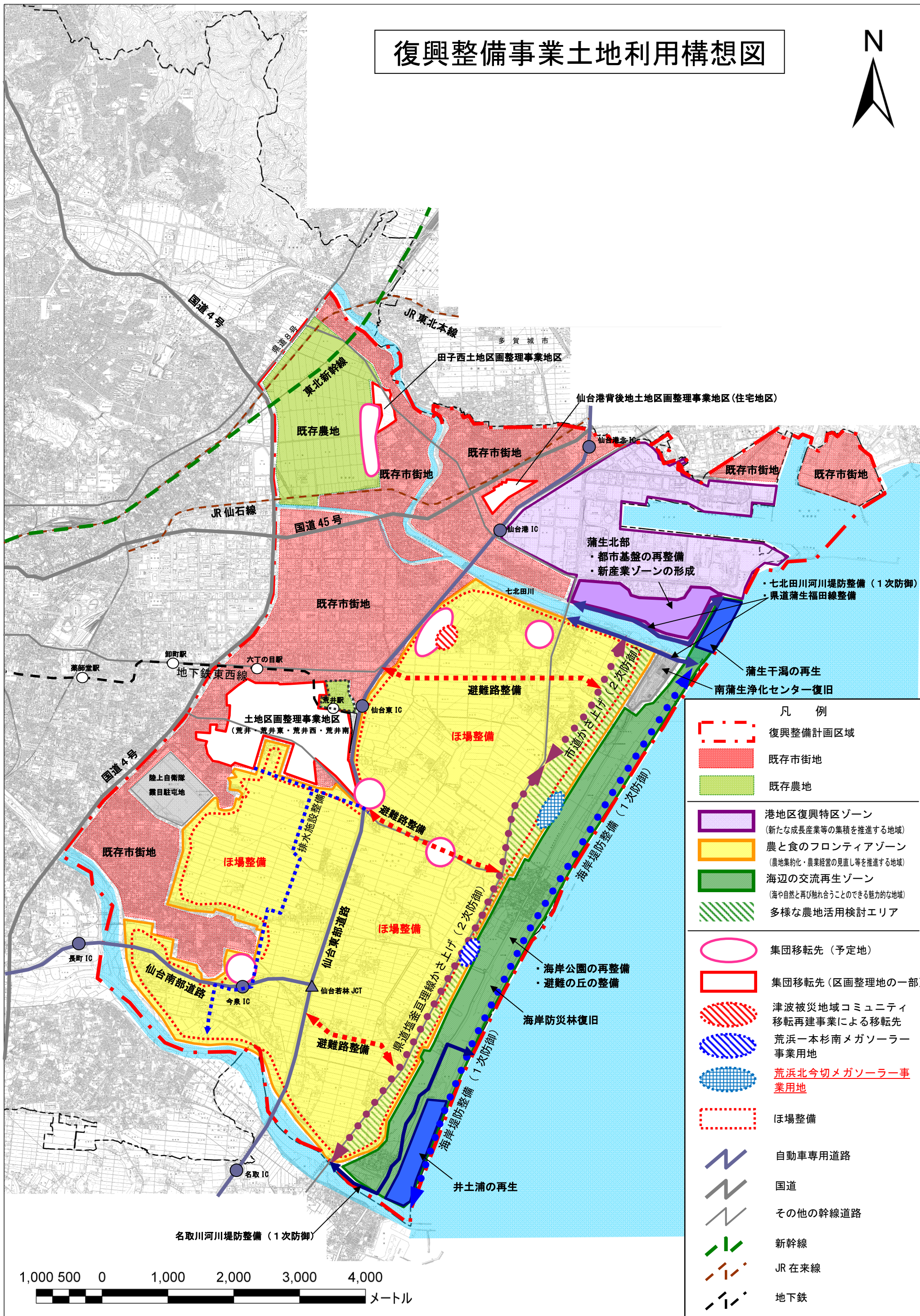
- ・ 6月上旬 復興整備協議会に「協議申出書」を提出
- ・ 6月17日 第4回復興整備協議会の開催（公開）
- ・ 6月24日頃 復興整備計画を公表し、農地転用みなし許可予定  
(市・宮城県・復興庁のホームページに掲載)

※協議会の直前に、県が代表して復興整備協議会の開催について、記者クラブ投げ込みを行う。

(詳細については、公開の場となる復興整備協議会で情報提供を行う。)



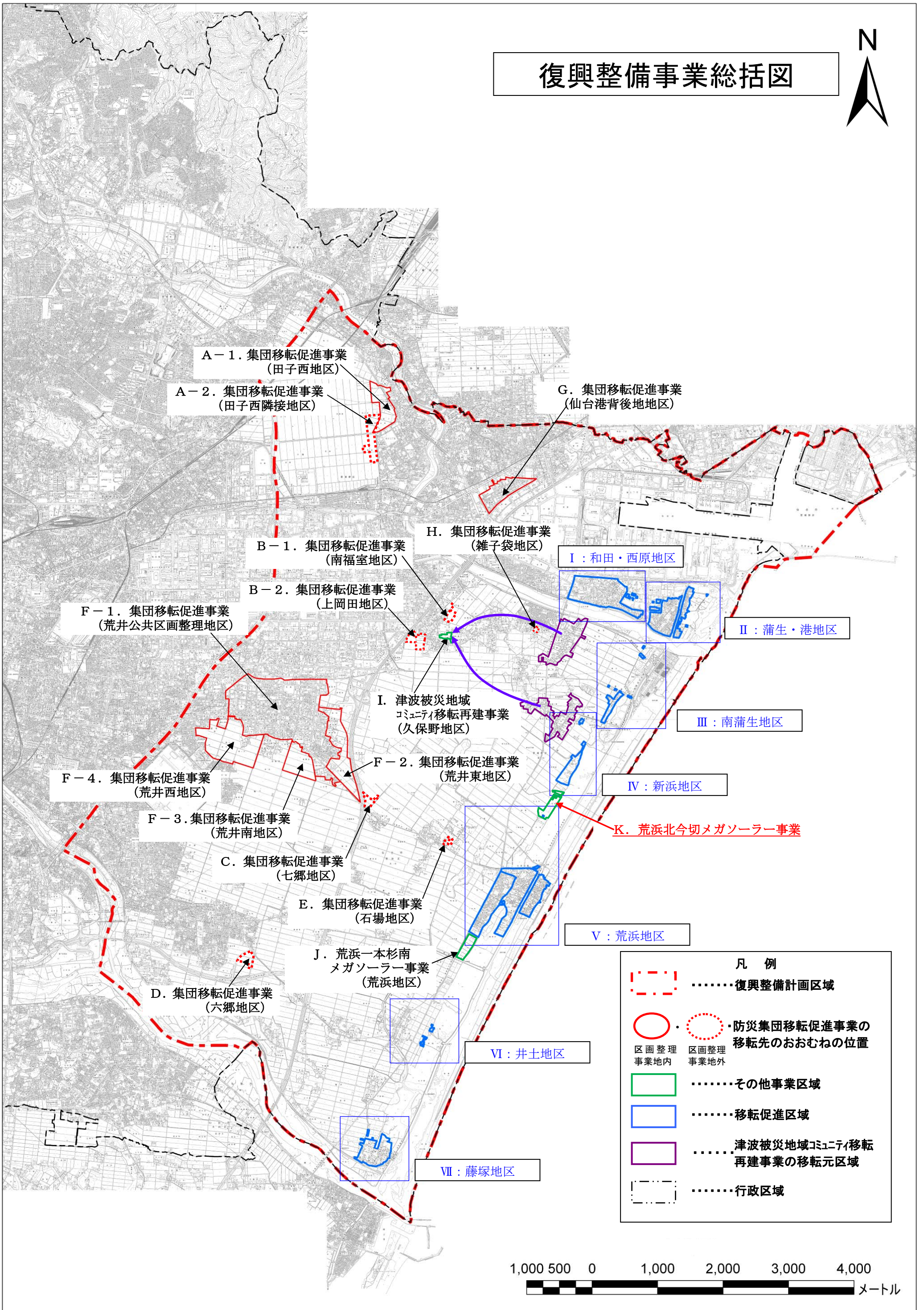
# 復興整備事業土地利用構想図



- 凡例
- 復興整備計画区域
  - 既存市街地
  - 既存農地
  - 港区復興特区ゾーン  
(新たな成長産業等の集積を推進する地域)
  - 農と食のフロンティアゾーン  
(農地集約化・農業経営の見直し等を推進する地域)
  - 海辺の交流再生ゾーン  
(海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な地域)
  - 多様な農地活用検討エリア
  - 集団移転先 (予定地)
  - 集団移転先 (区画整理地の一部)
  - 津波被災地域コミュニティ移転再建事業による移転先
  - 荒浜一本杉南メガソーラー事業用地
  - 荒浜北今切メガソーラー事業用地
  - ほ場整備
  - 自動車専用道路
  - 国道
  - その他の幹線道路
  - 新幹線
  - JR 在来線
  - 地下鉄



# 復興整備事業総括図



A-1. 集団移転促進事業  
(田子西地区)

A-2. 集団移転促進事業  
(田子西隣接地区)

G. 集団移転促進事業  
(仙台港背後地地区)

H. 集団移転促進事業  
(雑子袋地区)

B-1. 集団移転促進事業  
(南福室地区)

I: 和田・西原地区

B-2. 集団移転促進事業  
(上岡田地区)

II: 蒲生・港地区

F-1. 集団移転促進事業  
(荒井公共区画整理地区)

I. 津波被災地域  
コミュニティ移転再建事業  
(久保野地区)

III: 南蒲生地区

B-2. 集団移転促進事業  
(上岡田地区)

F-2. 集団移転促進事業  
(荒井東地区)

IV: 新浜地区

F-4. 集団移転促進事業  
(荒井西地区)

K. 荒浜北今切メガソーラー事業

F-3. 集団移転促進事業  
(荒井南地区)

C. 集団移転促進事業  
(七郷地区)

V: 荒浜地区

E. 集団移転促進事業  
(石場地区)

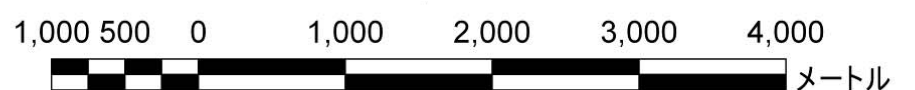
J. 荒浜一本杉南  
メガソーラー事業  
(荒浜地区)

VI: 井土地区

D. 集団移転促進事業  
(六郷地区)

VII: 藤塚地区

凡 例	
	復興整備計画区域
	防災集団移転促進事業の 移転先のおおむねの位置
	区画整理 事業地内
	区画整理 事業地外
	その他事業区域
	移転促進区域
	津波被災地域コミュニティ移転 再建事業の移転元区域
	行政区域





## 荒浜北今切メガソーラー事業の概要

### 1. 事業の目的

本事業は、かさ上げする県道塩釜亘理線と海岸防災林の間に位置し、また、ほ場整備事業の対象外となっている被災農地等を活用して、太陽光発電事業を行うものである。

この事業の収益の一部を財源として、苗木の植樹・育成などを実施することにより、農地への飛砂、風害等を防ぎ、東部地域の農地の生産能力を向上させる「海岸防災林」の再生を促し、また、東部地域の農業振興に貢献するために地域の農事組合法人に対して太陽光パネルを提供・設置し、育苗用パイプハウス等への給電を行うことなどにより、本市の「農と食のフロンティア」としての復興に寄与することを目的としている。

### 2. 事業の概要

- (1) 事業者 : 合同会社 仙台荒浜発電所（仙台市若林区北今切1番）
- (2) 発電規模 : 1, 980 Kwh
- (3) 事業地区 : 若林区荒浜字北今切1外（別添の「事業区域図」のとおり）
  - ・地権者数：約30名（約150筆） ※賃貸借契約
  - ・土地利用の状況：市街化調整区域内的の農地（第一種農地含む）及び山林
- (4) 事業区域面積：約4.3ha（農地転用面積：約1.7ha）
- (5) 事業期間 : 20年間（発電事業期間）
- (6) 事業費(予定) : 約775百万円（発電施設整備費）

※本市で太陽光発電事業を復興整備計画に位置付け、農地転用の特例を受けるのは昨年度より発電を開始している荒浜一本杉南地区に次ぐ、2例目となる。

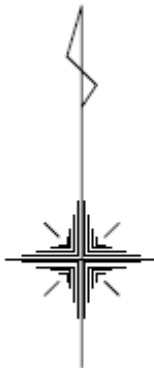
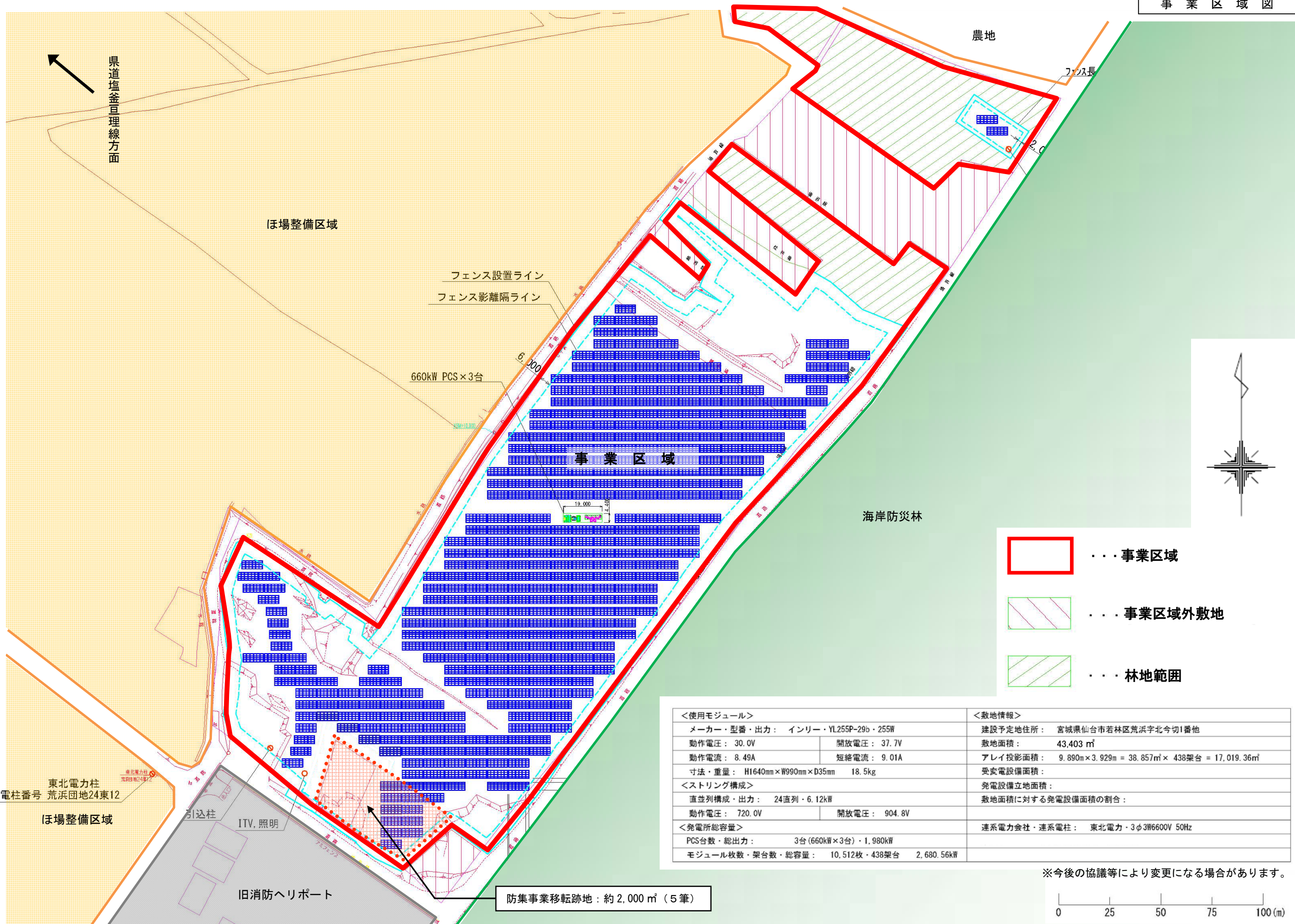
### 3. 事業スケジュール

年度	H26	H27	H28～
電力協議	→		
実施設計		→	
用地確保(借地)		→	
施設整備工事		→	
発電事業			— — — — — →

### 4. 現在の進捗状況

- ・事業予定地については、地権者と用地交渉済み。
- ・東北電力と太陽光発電設備の接続に関する協議済み。
- ・農地転用の許可権者である東北農政局等と事前協議済み。

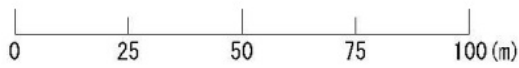
事業区域図



- . . . 事業区域
- . . . 事業区域外敷地
- . . . 林地範囲

<使用モジュール>		<敷地情報>	
メーカー・型番・出力： インリー・YL255P-29b・255W		建設予定地住所： 宮城県仙台市若林区荒浜字北今切1番地	
動作電圧： 30.0V	開放電圧： 37.7V	敷地面積： 43,403 m <sup>2</sup>	アレイ投影面積： 9.890m × 3.929m = 38.857m <sup>2</sup> × 438架台 = 17,019.36m <sup>2</sup>
動作電流： 8.49A	短絡電流： 9.01A	受変電設備面積：	発電設備立地面積：
寸法・重量： H1640mm × W990mm × D35mm 18.5kg		敷地面積に対する発電設備面積の割合：	
<ストリング構成>		連系電力会社・連系電柱： 東北電力・3φ3W6600V 50Hz	
直並列構成・出力： 24直列・6.12kW			
動作電圧： 720.0V	開放電圧： 904.8V		
<発電所総容量>			
PCS台数・総出力： 3台(660kW×3台)・1,980kW			
モジュール枚数・架台数・総容量： 10,512枚・438架台 2,680.56kW			

※今後の協議等により変更になる場合があります。



防集事業移転跡地：約 2,000 m<sup>2</sup> (5筆)

東北電力柱  
電柱番号 荒浜団地24東12

引込柱  
ITV, 照明

旧消防ヘリポート

県道塩釜百理線方面

ほ場整備区域

フェンス設置ライン  
フェンス影離隔ライン

660kW PCS×3台

事業区域

海岸防災林

農地

フェンス長

6,000

19,000  
4,400

ほ場整備区域